

移送警察に係るすり事件の発生連絡及び発生地不明の窃盗事件に係る被害届の取扱い等について（概要）

（平成17年7月11日 鹿捜一第354号）

本通達は、移動警察に係るすり事件の発生報告等に関する内容について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 移動警察に係るすり事件の発生速報
- 移動警察に係る発生地不明窃盗事件の被害届を受理した場合の措置等である。